

議案第185号

指定管理者の指定について（鶴見緑地の一部ほか11施設）

鶴見緑地の一部ほか11施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 施設の名称

鶴見緑地（大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）

鶴見緑地球技場

鶴見緑地運動場

鶴見緑地庭球場

鶴見緑地馬場

鶴見緑地パークゴルフ場

咲くやこの花館

むらさき亭

陳列館ホール

水の館ホール

大阪市立鶴見スポーツセンター

大阪市立鶴見緑地プール

2 指定管理者

大阪府中央区備後町1丁目5番2号

鶴見緑地スマイルパートナーズ

構成員 大和リース株式会社

一般財団法人 大阪スポーツみどり財団

美津濃株式会社

株式会社 ウエルネスサプライ

有限会社 エルミオーレ

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

大和ライフネクスト株式会社

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和22年3月31日まで

令和元年11月29日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

鶴見緑地の一部ほか11施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの (以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。) に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略